

外出支援サービス事業の更新について

◎有償運送事業者

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

◎自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

(日吉・美山地域)

◎運送の区域

南丹市日吉町及び南丹市美山町

◎運送自動車数及びその種類

車いす車 8台(内、軽自動車 4台)

セダン車等 6台(内、軽自動車 4台)

回転シート車 2台(内、軽自動車 2台)

◎旅客の範囲

移動制約がある南丹市民であらかじめ登録した者

◎運転手の数

34名

◎旅客から収受する対価

・利用者負担額

保険料

1,000円(年1回)

利用料

自宅から目的地を経由し自宅までの距離20km以内1回800円、

20km超から60km 1回1,000円、60km超から以降20kgと200円加算

・利用区域

南丹市内、京丹波町内、亀岡市内、綾部市内、京都市右京区京北地内

移送先は、原則医療機関及び院外薬局

南丹市における外出支援サービス事業の継続について

◎自家用有償旅客運送の種別

- ・福祉有償運送【高齢者等生活支援事業分】（園部・八木地域）
【子ども発達・療育支援事業分】（市全域）

◎有償運送事業者

- ・福祉有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会

◎運送の区域

- ・福祉有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会
【高齢者等生活支援事業分】南丹市園部町・八木町
社会福祉法人南丹市社会福祉協議会
【子ども発達・療育支援事業分】南丹市全域

◎運送自動車数及びその種類

- ・福祉有償運送 15台
【高齢者生活支援事業分】
車いす車6台（内、軽自動車4台）、回転シート車5台（内、軽自動車5台）、セダン等1台（内、軽自動車1台）
【子ども発達・療育支援事業分】
回転シート車1台、セダン等2台（内、軽自動車1台）

◎旅客の範囲

- ・福祉有償運送 【高齢者等生活支援事業分】
身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、介護保険法第19条第1項及び第2項に規定する要支援認定・要介護認定を受けている者、その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する者
【子ども発達・療育支援事業分】
南丹市児童発達支援事業を利用する児童のうち、南丹市内の保育所等に並行通所する児童

◎運転手の数

- ・高齢者等生活支援事業分 25名
- ・子ども発達・療育支援輸送事業分 9名

◎旅客から収受する対価及び利用区域

<p>福祉有償運送</p>	<p>利用者負担額</p> <p>【共通】 保険料 1,000円（年1回）</p> <p>【高齢者生活支援事業分】 自宅から目的地を經由し自宅までの距離 20km以内 1回 800円、 20km超から 60km 1回 1,000円、60km超から以降 20kgごと 200円加算</p> <p>【子ども発達・療育支援事業分】 1回 250円（片道） 市民税非課税世帯は 1回 120円（片道）</p>
	<p>利用区域</p> <p>【高齢者生活支援事業分】 南丹市内、京丹波町内、亀岡市内、綾部市内、京都市の一部（右京区京北地内） 移送先は、原則医療機関と院外薬局のみ</p> <p>【子ども発達・療育支援事業分】 南丹市子育て発達支援センターと南丹市内の認定こども園・保育所・幼稚園間</p>

①デマンドバス八木地域 美里・日置線の路線変更について（新道路竣工前）



※美里・日置線について、きむら診療所前を通るルートに変更。

- = 既存路線 ↙
- = 新路線 (案) ↙

②デマンドバス八木地域 美里・日置線の路線変更について（新道路竣工後）



※美里・日置線について、新道（西田大藪道路）竣工後、新道路を運行するルートに変更。

- = 既存路線 ↙
- = 新路線 (案) ↙
- = 新道路 ↙

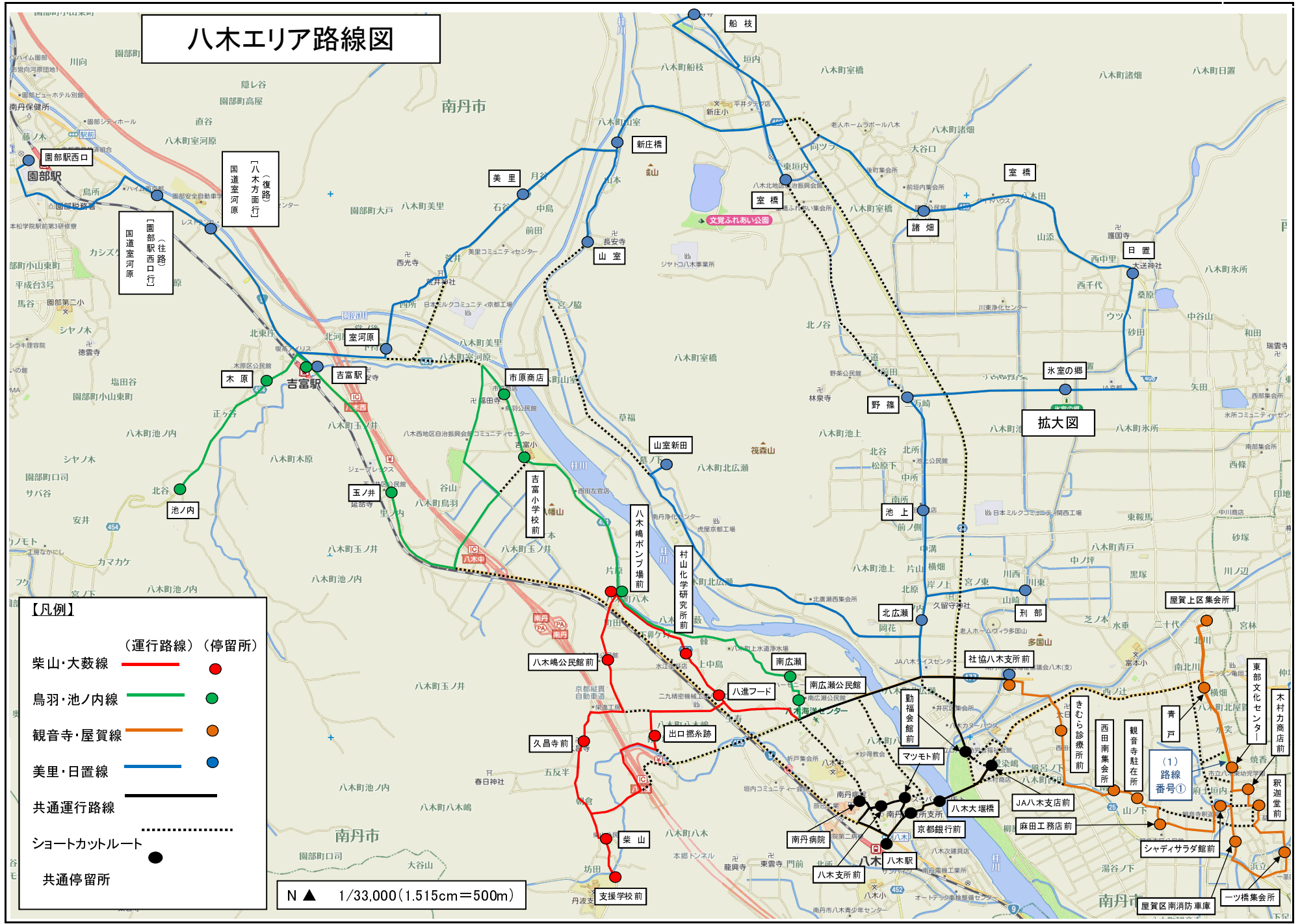
③デマンドバス八木地域 観音寺・屋賀線の路線変更について（新道路竣工後）



※観音寺・屋賀線について、新道（西田大藪道路）竣工後、新道路を運行するルートに変更。

- = 既存路線 ↙
- = 新路線 (案) ↙
- = 新道路 ↙

八木エリア路線図



拡大図

(1) 路線番号①

【資料4】

バス停の名称変更と移設について

対象運行主体	旧バス停名称(変更前)	新バス停名称(変更後)	対象路線名
南丹市営バス	中央保育所前	ひよしこども園前	五ヶ荘線
			世木線
			胡麻・志和賀線
			美山園部線
	興風保育所前	興風体育館前	五ヶ荘線
			美山園部線
デマンドバス八木地域	南丹病院前	京都中部総合医療センター前	柴山・大藪線
			観音寺・屋賀線
			鳥羽・池ノ内線
			美里・日置線
	JA八木支店前	八木大堰橋東詰	柴山・大藪線
			観音寺・屋賀線
			鳥羽・池ノ内線
			美里・日置線
	JA八木支店前	現在の支店前に移設	柴山・大藪線
			観音寺・屋賀線
			鳥羽・池ノ内線
			美里・日置線

南丹市地域公共交通会議条例(平成26年条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">○南丹市地域公共交通会議条例</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱等を行う。</p> <p>(1) 市長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体</p> <p>(4) 住民又は利用者</p> <p>(5) 近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体等</p> <p>(7) 交通会議の所管区域内において現に公共交通空白地有償輸送又は福祉有償運送を行っているNPO法人等</p> <p>(8) 京都府南丹土木事務所</p> <p>(9) 京都府南丹警察署</p> <p>(10) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 交通会議に会長1人及び副会長1人を置く。</p>	<p style="text-align: center;">○南丹市地域公共交通会議条例</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱等を行う。</p> <p>(1) 市長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体</p> <p>(4) 住民又は利用者</p> <p>(5) 近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体等</p> <p>(7) 交通会議の所管区域内において現に公共交通空白地有償輸送又は福祉有償運送を行っているNPO法人等</p> <p>(8) 京都府南丹土木事務所</p> <p>(9) 京都府南丹警察署</p> <p>(10) <u>公募委員</u></p> <p><u>(11) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は<u>2年以内とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 交通会議に会長1人及び副会長1人を置く。</p>

<p>2 会長は、市長の指名する者がこれに当たる。</p> <p>3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、委員の中から会長が指名する者がこれに当たる。</p> <p>5 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	<p>2 <u>会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u></p> <p>3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、<u>会長を補佐し、</u>会長に事故があるとき<u>又は会長が欠けたとき</u>は、その職務を代理する。</p>
--	--

計画区域、対象とする交通等

■ 計画区域

本計画の対象となる区域は、綾部市、南丹市、京丹波町の2市1町からなる地域とし、その中でも、JR山陰本線の園部駅～綾部駅間に関連する区域とします。

- 綾部市** 山家地区及び上林地区
- 南丹市** 船岡駅以北の地域(旧日吉町、旧美山町、旧園部町の旧川辺小学校区)
- 京丹波町** 全域

■ 対象とする交通

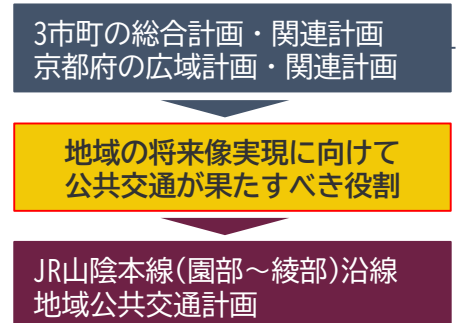
- 鉄 道：JR山陰本線(園部～綾部間)
- バ ス：西日本ジェイアールバス(園福線)、京阪京都交通(計画区域内を運行する系統)あやバス(上林線、於見市野瀬線)、南丹市営バス(計画区域内を運行する系統)ぐるりんバス(計画区域内を運行する系統)、京丹波町営バス(全系統)
- 個別輸送：スクールバス、デマンドバス(南丹市)、空白地・福祉有償運送、タクシー

■ 計画期間

おおよそ10年後(令和13年度)の将来を見据えつつ、令和4年度から8年度までの5年間の計画とします。

■ 計画の位置づけ

本計画は、3市町や京都府の総合計画やまちづくりに関する計画と連携・整合を図り、地域の公共交通のマスタープランとして位置づけます。



- <各計画の施策政策の方向性>
- 定住促進、交流人口の増大
 - 出産・子育て環境の充実
 - 産業の創生や基盤強化による地元雇用の確保
 - 人・地域の交流を支える拠点・ネットワークづくり
 - 観光交流の推進
 - 暮らしの安全と安心の確保
 - 次代を担う人材育成

計画実施のための推進体制

目標の実現、施策の継続的な実施に向けて、3市町の関係者及び区域の公共交通事業者、住民など、様々な関係者が連携し、総合的な取組として進めます。

<JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会の役割>

計画の評価、検証、見直し等を、主体となって実行します。

<各市町の役割>

各市町の地域公共交通会議で事業の実施状況や評価等を協議し、協議事項等をJR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会へ共有します。

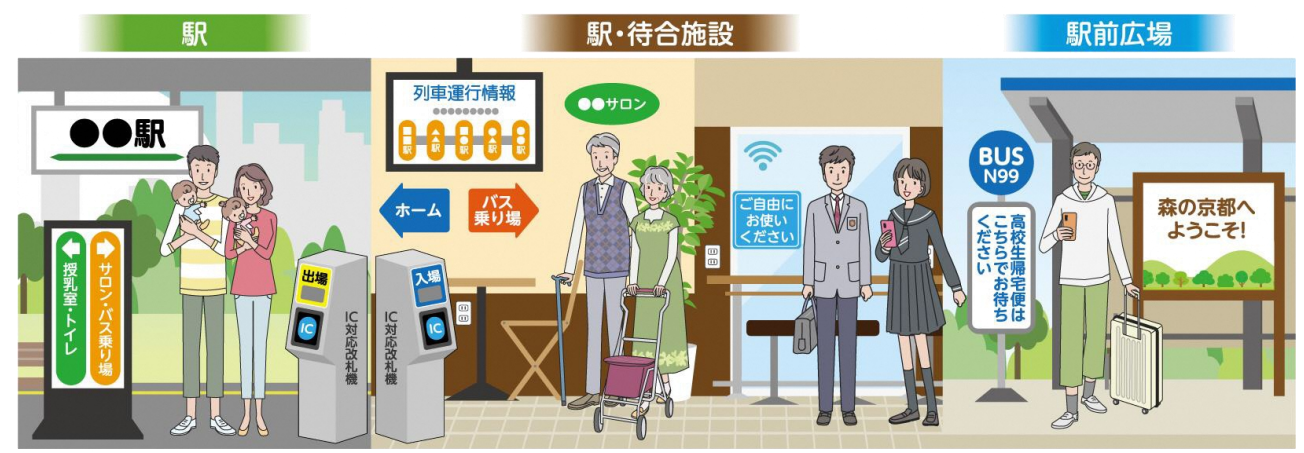
	前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次年度
協議会の年間スケジュール		事業実施												次年度事業検討
協議会開催		前年度事業評価・検証												
		事業見直し												

※最終年度(R8年度)のみ7月以降に計画の見直しを実施

はじめに

京都府と綾部市、南丹市、京丹波町は、平成29年3月に「JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通網形成計画」を策定し、鉄道を軸とする地域公共交通の再構築に取り組んできました。しかし、人口減少やコロナ禍等、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しており、持続可能な公共交通サービスを実現するためには、今後の公共交通のあり方を再検討する必要があります。本計画は、これまでの網形成計画での施策の実施結果を踏まえ、まちづくり等と連携した公共交通の次期マスタープランとなるものです。

5年後に計画が達成された地域の姿



地域の問題点

都市や人口等

人口減少が進む以上に、公共交通離れが加速
公共交通が不便な地域の後期高齢者数が増加
公共施設や生活関連施設への交通手段は、ほとんどが自動車利用

公共交通

公共交通利用者数の減少により公共交通のサービスレベルの維持・存続が困難
依然として無人駅は残っており、鉄道駅の交通結節機能が弱い
園部駅～綾部駅間の鉄道のサービスレベルは現状では高くできない
公共交通の運行時間帯が短く、長距離通勤や子どもの部活や習い事ができないダイヤ設定
高齢者の公共交通利用への潜在的ニーズは高い
公共交通を使った買物や通院が困難なダイヤ設定
コロナ禍による外出機会の減少

観光

観光地への公共交通サービスが弱く、公共交通を使った観光が困難
公共交通のわかりやすさ・使いやすさの強化

住民

鉄道を利用できない要因：駅行きのバス本数、鉄道とバスの乗継等
バスを利用できない要因：家からバス停までの距離、バスの運行本数等
改善等のニーズ：乗換場所の待合環境、買物通院先等付近へのバス停移設、午前中に移動できるダイヤ、子どもや女性目線の取組

利用者

最寄り駅までバスを利用できない要因：早朝や帰宅時間帯でのバス運行、鉄道との乗継等

事業者・地元関係者等

ドライバー不足
まちづくり活動への支援不足
観光と交通との連携不足
都心や発地側での情報発信不足
ICT化の流れは、高齢者や不慣れな人にとって、使いにくい状態を生んでいる

地域公共交通の課題

日常生活交通に関する課題

広域の通勤・通学や夜間でも安心して帰宅ができる公共交通サービスの整備と利便性の向上

地域内や市町間を相互移動ができる公共交通の整備

交通結節機能の強化や駅を中心としたにぎわいの創出等、子どもと一緒にの方や高齢者にも公共交通を利用してもらうための拠点づくり

J R山陰本線の減便や、まちづくりとの連携に対応できる地域公共交通のサービスレベルの維持（外出するための交通手段の確保）

自動車の運転が困難になる高齢者の増加を見据えた交通手段の確保や交通環境の充実

公共交通利用への転換と外出機会を拡大する取組

観光・交流交通に関する課題

コロナ後の観光を見据えた、周遊観光にも適用できる、公共交通の総合的なサービスの提供

観光・交流施策と連携した交通の整備や公共交通利用の情報発信

初めて訪れる観光客や外国人観光客にもわかりやすい案内方法等、利便性の向上

基本方針と施策

基本方針①

① 地域公共交通の重要性に関する認識をあらゆる主体・地域で共有し、協働して支え育む活動を活発化することで、地域公共交通システムを持続可能とする

数値目標 J R山陰本線（園部～綾部）の年間利用者数／バス路線の収支率／利用者あたりの公的資金投入額

- ①-1 公共交通利用への自発的な転換・定着の促進
- ①-2 地元との懇談会等による公共交通サービス改善の継続的な検討

基本方針②

② J R山陰本線（園部～綾部）の複線化を視野に、まずコロナ禍等での減便からの回復を目指し、沿線全体の公共交通サービスを改善することで利用者を増やす

数値目標 人口あたりの年間公共交通利用者数／鉄道・主要バス路線との接続便数

- ②-1 区域内をシームレスに移動できる仕組みづくり
- ②-2 交通系ICカードシステムの拡充
- ②-3 公共交通間の乗継や利用環境の改善

基本方針③

③ 高校生・高齢者を主なターゲットに、自家用車に頼らなくても通勤・通学・買い物・通院でき、「健幸」に暮らせる地域を目指す

数値目標 人口あたりの年間鉄道定期利用者数／人口あたりの年間バス利用者数／高齢者の外出回数

- ③-1 広域的な通勤・通学の帰宅に利用できる移動手段の導入
- ③-2 高齢者の買い物や通院等に便利なダイヤの設定
- ③-3 公共交通の空白地や不便な地域での新たな移動手段の導入や支援及び高齢者が積極的に外出しなくなる機会の創出
- ③-4 郵便・宅配・福祉有償運送等、様々な主体の連携による移動手段の確保

基本方針④

④ 鉄道駅・主要バス停の乗継利便性や待合快適性を高め、安心感があり立ち寄りたくなる拠点へと変え、地域内外の交流を促進する

数値目標 4つの機能（照明・ネット環境・電源・テーブル）が整備された鉄道駅・主要バス停の数

- ④-1 子どもと一緒に安心して利用できる拠点の整備
- ④-2 快適に待つことができる駅の整備

基本方針⑤

⑤ 案内強化やMaaS等によって公共交通を分かりやすくし、一体化を進めることで使いやすさを向上させ、特に観光での移動を便利で快適にする

数値目標 年間観光入込客数／休日のバス利用者数

- ⑤-1 体系的な観光情報・公共交通情報の提供
- ⑤-2 訪日外国人向けの多言語表記化
- ⑤-3 来訪者が休日に広域的に周遊できる交通手段や運賃施策の導入

基本方針⑥

⑥ まちづくりと連携した公共交通サービス改善によって「おでかけ」したくなる地域とすることで、コロナ禍を乗り越え、人口減少特に若年層の流出を食い止める

数値目標 人口あたりの年間公共交通利用者数／若年層の人口割合

- ⑥-1 公共交通利用への自発的な転換・定着の促進【再掲】
- ⑥-2 子育て世代や免許返納者に対する公共交通利用支援
- ⑥-3 高校生等が休日に広域的に周遊できる交通手段や運賃施策の導入

※MaaS (Mobility as a Service) : 地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の移動サービスを組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス

南丹市地域公共交通計画(仮)の策定について

地域公共交通計画への記載事項

- ①基本方針②計画の区域③計画の目標④事業・実施主体
- ⑤計画の達成状況の評価⑥計画期間⑦その他

策定時期 令和5年度末

現行の計画（山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画）では、園部駅以南の駅が計画の区域に含まれておらず、市内を運行する公共交通の全路線が対象となっていないため、市内全域の計画を策定する。



市内訪問型サービスD実施事業者一覧

令和4年6月3日 現在

	事業所名	代表者名	コーディネーター名	連絡先	活動範囲	その他
1	美山ライフサポート	原田 朱美	原田 朱美	0771-75-0375 090-5889-1122	美山町内	・利用対象者は美山町在住者に限る ・通院非対応
2	元桐ちょっと移動支援会	中川 圭一	中川 圭一	0771-62-3325 090-2194-0075	元桐地区	※元桐地区 園部町上木崎町、河原町、木崎町、 内林町、瓜生野、熊崎、新堂、千妻、 曾我谷
3	ゆいまーる	平田 正吉	井尻 眞由美	※	南丹市内	・事業対象範囲は要相談 ・支援費用として、利用1回ごとに100円 必要です ・通院非対応 ・基本的に概ね65歳以上の方を対象と します ※連絡先は南丹市社協八木事務所又は市役 所高齢福祉課までお問い合わせください。
4	(福)南丹市社会福祉協議会	吉田 進	山田 章悟	0771-62-4125	園部町内	・支援は買物時に送迎に伴うもののみ ・支援費用として、利用1回ごとに300円 必要です。
5	元気にすごせるまち宮島協議会	倉内 裕	倉内 裕	0771-75-5100	宮島地区内	・利用対象者は美山町在住者に限る
6	えがおサポート日吉	芦田 範子	芦田 範子	※	日吉町内	※連絡先は市役所高齢福祉課までお問い合 わせください。

市内訪問型サービスD実施事業者一覧

令和4年6月3日 現在

	事業所名	代表者名	コーディネーター名	連絡先	活動範囲	その他
7	中世木区	湯浅 茂	梶本 泰広	0771-72-0098	南丹市内	・区民を対象とする
8	平屋地区地域福祉推進協議会	栢下 修	栢下 修	0771-75-5300	平屋地区内	・利用対象者は美山町在住者に限る
9	五ヶ荘移送支援グループ	中田 裕	中田 裕	0771-73-0605	日吉町内	※連絡先は森の学舎五ヶ荘
10	摩気地区移動支援事業 「摩気にこここ号」	辻田 栄治	山村 景子	0771-63-2853	園部町内	・利用者負担あり（詳細は問合せ下さい） ※連絡先は摩気地域振興会
11	ごまGO! サポートセンター	和久田 哲夫	和久田 哲夫	090-3355-9964	南丹市内	・利用者は胡麻地域住民に限る

掲載順不同・敬称略

※市に事前の届け出があった事業者及び、補助金交付実績のあった事業者を掲載しています。